【第 11 回年次大会シンポジウム: 言葉と法を巡って一ジェンダーの観点から 発表要旨】

法の発想とジェンダー・バイアス 荒井俊行

1. はじめに

- ・ ジェンダー=社会的・文化的に形成された性差観念
- ・ ジェンダー・バイアス=社会制度・慣行の中のジェンダーによる差別や偏見 →セクシャル・ハラスメント、わいせつ表現における法的問題との比較

2. ジェンダーに関する意識と表現

- ・ 思想良心の自由(憲法19条)
- 表現の自由(憲法 21 条)

(参考)表現の自由の合憲性判定基準

(参考)「チャタレイ事件」最高裁昭和32年3月13日大法廷判決

3. 社会制度とジェンダー・バイアス

- ・ 個人の尊厳、幸福追求権(憲法 13条)
- ・ 法の下の平等(憲法 14 条)

4. 司法におけるジェンダー・バイアス

・ 家事調停の現場から

(荒井俊行 弁護士、金沢工業大学客員教授)